

◎日本住宅性能表示基準に定める性能表示事項と公営住宅等としての要求性能

項 目	公営住宅等としての要求性能														
1. 構造の安定に関すること	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 219 778 315">1-1耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</td> <td data-bbox="778 219 1439 315">◎等級1 建築基準法水準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 315 778 412">1-2耐震等級 (構造躯体の損傷防止)</td> <td data-bbox="778 315 1439 412">◎等級1 建築基準法水準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 412 778 508">1-3耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)</td> <td data-bbox="778 412 1439 508">◎等級1 建築基準法水準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 508 778 604">1-4耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)</td> <td data-bbox="778 508 1439 604">◎等級1 建築基準法水準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 604 778 701">1-5地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法</td> <td data-bbox="778 604 1439 701"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 701 778 801">1-6基礎の構造方法及び形式等</td> <td data-bbox="778 701 1439 801"></td> </tr> </table>	1-1耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	◎等級1 建築基準法水準	1-2耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	◎等級1 建築基準法水準	1-3耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	◎等級1 建築基準法水準	1-4耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	◎等級1 建築基準法水準	1-5地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法		1-6基礎の構造方法及び形式等			
1-1耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	◎等級1 建築基準法水準														
1-2耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	◎等級1 建築基準法水準														
1-3耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	◎等級1 建築基準法水準														
1-4耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	◎等級1 建築基準法水準														
1-5地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法															
1-6基礎の構造方法及び形式等															
2. 火災時の安定に関すること	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 801 778 898">2-1感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)</td> <td data-bbox="778 801 1439 898">◎等級1 その他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 898 778 994">2-2感知警報装置設置等級 (他住戸火災時)</td> <td data-bbox="778 898 1439 994">◎等級1 その他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 994 778 1090">2-3避難安全対策 (他住戸火災時・共用廊下)</td> <td data-bbox="778 994 1439 1090">◎等級1 その他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1090 778 1187">2-4脱出対策 (火災時)</td> <td data-bbox="778 1090 1439 1187"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1187 778 1283">2-5耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))</td> <td data-bbox="778 1187 1439 1283">◎等級1 その他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1283 778 1379">2-6耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))</td> <td data-bbox="778 1283 1439 1379">◎等級1 その他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1379 778 1485">2-7耐火等級 (界壁及び界床)</td> <td data-bbox="778 1379 1439 1485">◎等級1 その他</td> </tr> </table>	2-1感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	◎等級1 その他	2-2感知警報装置設置等級 (他住戸火災時)	◎等級1 その他	2-3避難安全対策 (他住戸火災時・共用廊下)	◎等級1 その他	2-4脱出対策 (火災時)		2-5耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))	◎等級1 その他	2-6耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))	◎等級1 その他	2-7耐火等級 (界壁及び界床)	◎等級1 その他
2-1感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	◎等級1 その他														
2-2感知警報装置設置等級 (他住戸火災時)	◎等級1 その他														
2-3避難安全対策 (他住戸火災時・共用廊下)	◎等級1 その他														
2-4脱出対策 (火災時)															
2-5耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))	◎等級1 その他														
2-6耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))	◎等級1 その他														
2-7耐火等級 (界壁及び界床)	◎等級1 その他														
3. 劣化の軽減に関すること	<p>◎耐火・準耐火：等級3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件下で3世代(概ね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている。</p> <p>◎木造：等級2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件下で2世代(概ね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている。</p>														
4. 維持管理への配慮に関すること	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1877 778 2007">4-1維持管理対策等級 (専用配管)</td> <td data-bbox="778 1877 1439 2007">◎等級2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 2007 778 2134">4-2維持管理対策等級 (共用配管)</td> <td data-bbox="778 2007 1439 2134">◎等級2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている</td> </tr> </table>	4-1維持管理対策等級 (専用配管)	◎等級2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	4-2維持管理対策等級 (共用配管)	◎等級2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている										
4-1維持管理対策等級 (専用配管)	◎等級2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている														
4-2維持管理対策等級 (共用配管)	◎等級2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている														

5. 温熱環境に関すること	5-1省エネルギー対策等級	◎等級4 エネルギーの大きな削減のための対策（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準に相当する程度）が講じられている
6. 空気環境に関すること	6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）	◎等級3 ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない（日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上）
	6-2換気対策	
	6-3室内空気中の化学物質の濃度等	
7. 光・視環境に関すること	7-1単純開口率	
	7-2方位別開口比	
8. 音環境に関すること	8-1重量床衝撃音対策	◎RC造・SRC造： 相当スラブ厚15cm以上又は等級2 やや低い重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下で概ね日本工業規格の $L_{i,r,H}$ -65等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている ◎RC造・SRC造以外： 相当スラブ厚11cm以上
	8-2軽量床衝撃音対策	◎等級1 その他
	8-3透過損失等級（界壁）	◎等級1 建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度
	8-4透過損失等級（外壁開口部）	◎等級2 優れた空気伝搬音の遮断性能（日本工業規格の $R_{m(1/3)}$ -20相当以上）が確保されている程度
9. 高齢者等への配慮に関すること	9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）	◎等級3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている
	9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）	◎等級3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている